

大垣市公契約懇話会設置要綱

(設置)

第1条 公契約（大垣市公契約条例（平成28年条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する公契約をいう。以下同じ。）に関する制度の適正な運用を図るため、大垣市公契約懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例の施行状況に関すること。
- (2) 条例の目的を達成するための施策に関すること。
- (3) その他懇話会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公契約に関わる各種団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

大垣市公契約懇話会委員名簿

区 分		氏 名	役 職
会 長	学 識 経 験 者	たけうち はるひこ 竹内 治彦	岐阜協立大学 学長
副会長	商 工 会 議 所 関 係 者	ひしだ こうきち 菱田 耕吉	大垣商工会議所 常務理事・事務局長
委 員	経 営 者 関 係 者	わたなべ ひさと 渡邊 久人	(一社) 岐阜県経営者協会 西濃支部事務局
	労 働 者 関 係 者	くりもと りか 栗本 理花	連合岐阜西濃地域協議会 事務局長
	自 治 会 関 係 者	ごとう ふみお 後藤 文夫	大垣市連合自治会連絡協議会 副会長
	女 性 団 体 関 係 者	たかや しんこ 高屋 心子	大垣夢ある女性の会 代表

事務局

総務部長	てらしま ふとし 寺嶋 太志
契約課長	ながや まきはる 長屋 雅治
契約課主幹	さとう こうじ 佐藤 浩二
契約課主幹	ごとう よしや 後藤 剛也
契約課主幹	にしもり じゅん 西森 純
契約課主査	いとう ふさえ 伊藤 芙冴
契約課主任	おおはし あつし 大橋 厚志